

一般社団法人日本災害看護学会役代議員・役員選出に関する規程 (案)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本災害看護学会の定款第4章第16条に定める代議員の選挙ならびに同定款第6章第28条に定める理事および監事の選任を適正に行うために必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

- 第2条 理事会の決議に基づき、個人会員の中から3名の選挙管理委員を選出する。
- 2 選挙管理委員は、選挙管理委員会（以下「委員会」とする）を組織し、代議員及び役員候補者の選出に関する業務を行う。
 - 3 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。
 - 4 選挙管理委員は、代議員選挙の選挙権を有する。

第2章 代議員選挙

(選挙実施時期)

第3条 代議員選挙は、代議員の任期満了する事業年度の1月から3月の間に実施するものとする。

(代議員の選出)

- 第4条 個人会員代議員は、地区別に選出するものとする。地区別の区分については、北海道・東北地区、北陸・信越地区、関東地区、中部・東海地区、近畿地区、中国・四国地区、九州・沖縄地区の7地区とし、その定数は次のように定める。
- 一、個人会員30人に1人とする。
 - 二、個人会員30人未満の場合は1人とする。
 - 三、個人会員30人を超える場合は、端数が16人以上となれば1人を加える。

第5条 組織会員代議員の定数は次のように定める。

- 一、組織会員10組織に1組織とする。
- 二、組織会員10組織未満の場合は1組織とする。
- 三、組織会員10組織を超える場合は、端数が6組織以上となれば1組織を加える。

(選挙権・被選挙権)

- 第6条 選挙人名簿作成時現在、その年度の会費を納入した個人会員、組織会員は代議員選挙に関する選挙権を有する。
- 2 前項に規定する選挙権を有する個人会員、組織会員であって入会年度を含めて3年以上を経過した会員は、代議員選挙に関する被選挙権を有する。

(選挙人名簿)

第7条 委員会は、選挙権者名簿および被選挙権者名簿を作成し理事会の承認を経て

選挙権者に配布する。

2 前項の名簿は、第4条に定める地区別に作成する。

(選挙期日)

第8条 選挙期日は、委員会で決定し、本法人の学会誌やその他の方法で、個人会員、組織会員に告示しなければならない。

(投票方法)

第9条 選挙は、無記名投票により行う。

2 選挙権者は、各選挙区につき所定の人数を投票する。

(開票)

第10条 開票は、委員会が行う。

2 開票は、本学会誌その他に告示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。

(無効投票)

第11条 次の投票は、無効とする。

- 一 選挙管理委員会の定める方法に従った投票ではないもの。
- 二 定められた代議員数を超過して投票しているもの。
- 三 その他選挙の規程に反するもの。

(当選人)

第12条 選挙において有効投票を多数得た者から順に当選人とする。

- 2 当選枠最下位で同数の有効投票を得た者については、抽選により当選人を決定する。
- 3 当選人が定まった時は、委員会は当選人に当選の旨を通知し、その承諾を得る。
- 4 当選人が辞退した時は、次点者から順に繰り上げて当選人とし、その承諾を得る。
- 5 選挙管理委員会は、第3項または前項により当選人の承諾を得た後、遅滞なく当選人を理事会に報告し、理事会で承認する。
- 6 理事長は前項により承認された当選人を総会に報告し、本学会誌及び学会ホームページ上で発表しなければならない。

(代議員選挙の終了)

第13条 代議員選挙は、前条第5項に定める理事会の終結をもって終了とする。

(補欠の代議員)

第14条 前条の当選人を除いて有効得票数の多い順から、定款第16条第7項に定める補欠の代議員とする。

2 補欠の代議員について、第12条第2項から第5項を準用する

第3章 役員候補者の選出

(役員の種類)

第15条 本会の役員の種類を以下の通りとする。

一 当選理事

第22条の当選人となり代議員会の決議により役員に選任された理事

二 推薦理事

理事会の決議により理事候補者として推薦され、代議員会の決議により役員に選任された理事

三 監事

(定数)

第16条 理事及び監事の定数は以下の通りとする。

- 一 当選理事は8名以内とする。うち1名は組織代議員から選出される組織理事とする。
- 二 推薦理事は若干名とする。
- 三 監事は2名以上とする。

(選挙権・被選挙権)

第17条 当選理事または監事候補者の選挙（以下「役員候補者選挙」という。）の選挙権及び被選挙権は、代議員が有する。

(選挙)

第18条 役員候補者選挙は、それぞれ、全員の理事または監事が任期満了となる日の前、1年以内に実施する。

- 2 前項にかかわらず、代議員選挙が実施される事業年度については、代議員選挙終了後、直ちに実施するものとする。

(選挙期日)

第19条 選挙期日は、選挙管理委員会において定められた方法により、代議員に対し、告示するものとする。

(被選挙人名簿)

第20条 委員会は、代議員名簿を作成し、選挙期日の告示後、代議員へ発送する。

(投票)

第21条 投票は無記名とする。

- 2 代議員は、一人につき、当選理事候補者2名、監事候補者1名をそれぞれ投票する。ただし、組織会員である代議員は、一人につき、組織理事候補者1名を投票する。

(無効投票)

第22条 次の投票は、無効とする。

- 一 選挙管理委員会の定める方法に従った投票ではないもの
- 二 定められた役員候補者数を超過して投票しているもの
- 三 その他選挙の規程に反するもの

(開票)

第23条 第10条を準用する。

(当選人)

第24条 役員候補者選挙において、有効投票数の多数を得たものから順に当選人とする。

- 2 同数の有効投票数を得たものについては、選挙管理委員会による抽選により当選人を確定する。
- 3 当選理事候補者、監事候補者の両方に当選したものは、得票数の多い方の役員候補者として選出し、当選理事候補者、監事候補者両方に同数の得票を得たものは、当選理事候補者として選出する。
- 4 当選人が確定したときは、委員会は当選人に当選の旨を通知し、役員への就任の承諾を得る。
- 5 辞退または前項の承認を得られない場合は、次点者から順に繰り上げて当選人とし、その承諾を得る。

(役員選任)

第25条 前条で当選人となった者は、定款第25条第1項の代議員会の決議により役員に選任され、本人が承諾して本会役員となる。

- 2 理事長は、前項により役員となった者を総会に報告し、本学会誌および本会ホームページ上で発表しないとならない。

(規定の変更)

第26条 この規定の改廃は、代議員会の決議により行う。